

農振除外（農用地区域からの除外） 6 要件について

農業振興地域農用地区域については、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づいて指定される農業振興のために『農地を守る』立場で設けられており、原則転用禁止です。転用を行う場合には、農用地区域からの除外が必要となります。

次に掲げる要件（農振法 第 13 条第 2 項）を全て満たす場合に限り、除外することができますが、岩見沢市が農業振興の観点からその必要性を判断（北海道の同意を含む）したうえで行いますので、除外申出をしても必ず認められるとは限りません。

要件 1 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないことが認められること（必要性・代替性）

- ① 除外予定地が、その除外理由である事業または居住等の目的からみて必要最小限の面積であるか。
- ② 除外後直ちに農用地区域外等に利用する緊急性があるか。
- ③ 農用地区域外の土地について選定検討したが、選定できない明確な理由があるか。
- ④ 自己所有のすべてについて検討したか。新たな土地取得は不可能か。
- ⑤ 農振整備計画の達成に支障がないか。

要件 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

要件 3 農用地の集団化・農作業の効率化そのほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること

- ① 農用地を細断することのない農用地区域の周辺部又は集落介在か。
- ② 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に影響はないか。
- ③ 除外が土地利用のスプロール化（虫食い）、混在化を招くことがないか。
- ④ 日照・通風及び雨水・汚水などの放流により農業への影響が生じないか。

要件 4 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

要件 5 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

- ① ため池・防風林・かんがい排水施設・農道等の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

要件 6 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して 8 年が経過していること

- ① 事業完了とは工事完了の告示があった日として取り扱う。
- ② 土地基盤整備事業とは、防災事業など農業の生産性の向上を目的としないものを除く。

上記要件をすべて満たしたうえで、農振整備計画変更申出書等の関係書類提出をお願いいたします。
なお、提出書類に不備・不足がある場合は、申出をお受けすることができません。

【要件を満たさないと判断される申し出の例】

1. 原則として、農地転用許可の見込みのない第1種農用地の申出。
2. 農用地に囲まれている農地。
3. 農地法第3条で取得後、農地としての利用期間が3年を経過していない農地。
4. 申出の利用目的に変更可能な農用地区域以外の土地を所有している場合。
5. 過去の申出に対して除外決定があったにも関わらず、当該目的に供せず、新たに異なる要望を申出た場合。

※第1種農用地とは10ha以上の一団の農地や土地改良法に基づく土地改良事業等の対象となった農地等。

【注意事項】

1. 「変更する地番・面積」、「必要性」、「事業地の選定理由」等を明確に記載する必要があります。
2. 「自己所有の土地のため」、「耕作できないため」、「土地価格が安価であるため」、「売り手・貸し手との協議が整っているため」という内容は、必要性、事業地の選定理由に該当しません。
3. 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の対象農地を除外する場合は、当該対象農用地部分に相当する交付金を、事業計画の認定年度に遡って返還していただくことになります。